



令和 6 年 11 月 1 日

改定のお知らせ

令和6年11月1日より、一部体制について改定することをお知らせ致します。詳しい内容は以下の通りです。

ディストリビューター基礎研修のアップグレード

アップグレード研修内容

- ・ 特定商取引法に関する知識
- ・ ボーナスプラン説明
- ・ 製品説明
- ・ 実施回数の増加

すべてのディストリビューターに対して、ショートメッセージより毎月開催日時・場所をお知らせ致します。

※3回お知らせしたにもかかわらず、出席されないディストリビューターに関しては、アカウントを凍結（Freeze）処理を施します。

Web申込者に対する意思確認の実施

Webツールを利用による新規登録者に対して、翌日弊社から電話による確認を行います。

確認対象

- ・ Webツールを利用による新規登録者

確認内容

- ・ 本人確認及び購入内容、本人の意思確認（本人の真意に基づく契約か否かの確認）

※登録日の翌日から、3営業日まで本人と連絡取れない場合は、アカウントを凍結（Freeze）処理を施し、15営業日連絡取れていない場合は、本人の意思ではないと判断して、契約を取り消します。

Welcome callの実施

Web申込確認とは別に弊社から電話による勧誘時状況確認を行います。これは、契約前の説明等が適切に行われていたことを確認するものであり、不適切な行為が確認された場合は対象者を厳正に処分します。

確認対象

- ・ ランダムに抽出した新規登録者

確認内容

- ・ 勧誘時の状況と受けた説明の内容の理解度

決済方法改善取組実施

勧誘者（既存のディストリビューター）は新規登録者から以下の支払い方法を選択する時、会社が指定したフォーマット『預かり証明書』を渡し説明することを必須とします。

支払い方法

- ・ 現金
- ・ RW

※RWでの支払いは、必ず新規登録者に説明し同意を得ることを必須とします。

第三者のRWを使用して契約を支払う場合の注意点

- ・リーウェイジャパンでは、自身が保有するRW以外に第三者のRWを使用して契約に係る費用に充当することを認めています。
 - ・第三者のRWを使用する際は、RWを保有している者を「RW提供者」、RW使用する者を「RW使用者」、リーウェイジャパンを「会社」と呼びます。
 - ・RW提供者は、RWを提供する際にRW使用者に対して会社の定めるルールを丁寧に説明し、理解させる必要があります。
 - ・RW使用者は、会社の定めるルールを理解して同意した場合はRW提供者へ対価を支払ったうえで会社との契約に使用することができます。
 - ・RW提供者は、RW使用者に対して対価を受領した際に「預り証」等を交付することによって対価を受領したことを明らかにする義務を負います。その義務を怠った場合は、会社から問責の対象とされる場合があります。
 - ・「預り証」は2部用意し、1部はRW使用者が保管します。もう1部はRW提供者が会社に提出する必要があります。
- ※会社から新規申込者に対して意思確認を行う際に、以上のルールとは違う扱いが発覚した場合は、不適切な行為と判断し関連対象者を厳正に処分します。

リーウェイジャパン株式会社のディストリビューター登録について

以下の内容を確認して、問題がなければチェックを入れてください。

- ☐ 自分の意思に基づく登録である。
- ☐ 概要書面を受け取った。
- ☐ クーリング・オフの説明を受けた。
- ☐ リーウェイジャパン株式会社の製品・制度・ビジネスの説明は受け、その内容は理解した。
- ☐ リーウェイポイント（RW）に関する説明は受け、その内容を理解した。

日付：

新規登録者氏名：

_____様

預り証

リーウェイジャパン株式会社の新規ディストリビューター登録代金として¥_____を預かることとします。

_____のリーウェイポイント（RW）を_____様の同意の上
使用します。

以上

〒

住所：

JP番号：

勧誘者氏名：